

令和2年度リスク評価対象物質・案件の選定の考え方

- 1 リスク評価対象物質・案件の選定については、これまで国際がん研究機関(IARC)の発がん性指標の高いグループ1→2A→2Bの順に物質を選定とともに、生殖毒性や神経毒性の高い物質についても選定してきたところである。今後もハザード(特に発がん性)の高い物質を優先的に選定する原則は、変更する必要がないと考えるが、リスク評価の現状を見ると、過年度選定した物質について、測定手法の確立が困難なこと、ばく露実態調査対象事業場の確保ができないこと、必要な有害性情報が不足していることのため、リスク評価が進まない物質がかなり見られるところである。
- 2 このため、今後の選定に当たっては、以下のように進めることとする。
 - (1) 優先順位は、発がん性については、IARCグループ1、2A、2Bの順とし、発がん性の次に生殖毒性その他の毒性の高い物質を優先する。
 - (2) 測定手法の開発について、(1)の優先度の高い物質順に委託事業等であらかじめ実施し、開発が困難な物質については選定を猶予する。
 - (3) 再告示してもばく露作業報告対象事業場がなく、打ち切りとなったものが、かなりの頻度で見られることから、(1)のリストの同じグループの中では一定程度の数量又は広い用途があるものを優先する。
 - (4) ただし、リスク評価対象物質について実施される有害性ばく露作業報告は、労働安全衛生法に基づき事業者に提出の義務を課するものであるため、同法第57の2に基づき交付が義務付けられている文書(SDS)によつて、事業者が譲渡・提供を受ける際に名称を知ることができることが必要であることから、リスク評価対象物質については労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる物質を対象とする。

なお、国際機関における発がん性評価等の変更があった場合、がん等の重篤な健康障害を生じさせた化学物質に関する情報が得られた場合、生産量・輸入量が急増・急減している場合等については、優先順位を適時変更することとする。

さらに、過去にリスクが低いと評価された化学物質のうち、経皮吸収の勧告のあるものについては、再リスク評価を行うことも含め出された結論に従って取り扱うこととする。

また、必要に応じ、有害物ばく露作業報告を省略することができるものとする。(木材粉じん、ナノマテリアルなど)